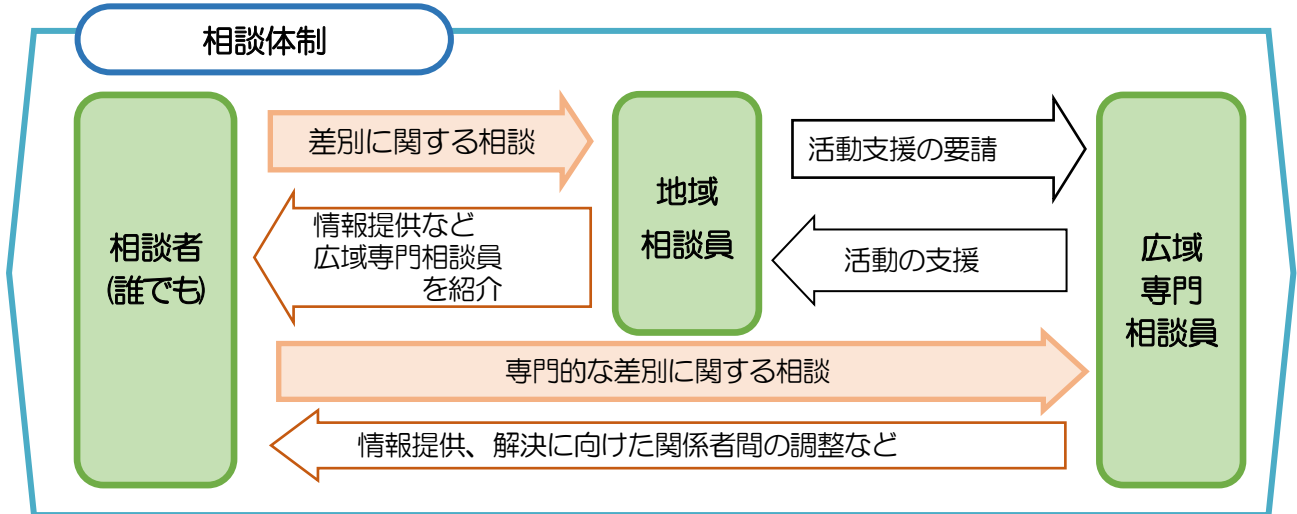


地域相談員の委託について

1 相談体制



2 地域相談員

(1) 資格等 条例第10条第1項

- ① 身体障害者相談員
- ② 知的障害者相談員
- ③ 障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であつて知事が適当と認めるもの ※
 ※精神障害者家族相談員及びメンタルヘルスサポーター (H28～)、
 精神障害者地域相談員養成研修修了者及び民生・児童委員 (H29～)

- (2) 業務内容
- ① 助言や情報提供
 - ② 関係者間の調整
 - ③ 関係行政機関への通告・通報等

(3) 委託者数

	H28	H29	H30※	H29→30 増減
身体障害者相談員	199	197	185	△12
視覚	24	23	20	△3
聴覚	25	25	22	△3
肢体	112	113	105	△8
内部	38	36	38	2
知的障害者相談員	45	49	50	1
知事が適当と認めるもの	65	458	456	△2
精神障害者家族相談員	8	10	8	△2
メンタルヘルスサポーター	57	48	47	△1
精神障害者地域相談員 養成研修修了者	-	34	34	0
民生・児童委員	-	366	367	1
計	309	704	691	△13

※30年度は4月末現在の数。このほか民生委員約680人と現在委託手続中。